

# 国保の保険証を10/1更新 国保税は期限内に納付を！

国民健康保険は、加入者が納めた国民健康保険税（国保税）で病気やけがをしたときに助け合う公的健康保険の制度です。10月1日(水)から国民健康保険被保険者証（保険証）が新しくなります。新しい保険証は、9月30日(火)までに郵送します。国保税を納めていないと、保険証が交付されず、保険制度を有効に利用できません。国保税などの税金の納付に困ったときはご相談ください。



健康福祉部  
国保年金課国保係  
995-1814

## 10/1からクリーム色の新保険証に

現在、使っているうぐいす色の保険証の有効期限は9月30日(火)です。新しい保険証はクリーム色です。

**更新方法**／新保険証を9月30日(火)までに市から対象の家庭に郵送します。10月になっても新しい保険証が届かない場合は、ご連絡ください。古い保険証は、世帯主が確実に破棄してください。市に返却する必要はありません。

**郵送方法**／普通郵便で郵送します。特定記録郵便または簡易書留での郵送を希望する方は、9月11日(木)までに国保年金課国保係へご連絡ください。

※簡易書留は郵便配達員からの直接手渡しとなります。不在時は保険証を郵便局で預かり、再配達または郵便窓口での受け取りとなります。



© 梶野市



10/1からの  
保険証は  
うぐいす色！

10/1からの  
保険証は

## 国保税を滞納すると制度の利用に制限 医療費の支払いの差し止めも

資格証明書の交付を受けた方が医療機関などにかかったときは、医療費の全額を医療機関などに支払わなければなりません。後で市役所で特別療養費の支給申請を行うと7割分の支給を受けることができます。このときの7割分を、滞納している国保税に充当することがあります。

資格証明書を交付されていて、1年6カ月以上の滞納がある方は、医療費や葬祭費など保険給付の全部または一部の支払いが一時差し止められます。

保険制度を有効に利用するために、国保税は期限内に納付してください。

## 国保税滞納者には短期者証、資格証明書を交付

国保税を滞納している方には、有効期限の短い国民健康保険短期被保険者証（短期者証）または国民健康保険被保険者資格証明書（資格証明書）を交付します。

### ◇国民健康保険短期被保険者証

**対象**／特別な理由が無く、前年に国保税を滞納している方

**有効期限**／3カ月（一部6カ月）

対象者には事前に、短期者証になることを通知します。その後、国保税を納付すると、通常の保険証が交付されます。

### ◇国民健康保険被保険者資格証明書

**対象**／特別な理由が無く、国保税を1年分以上滞納している方で、短期者証が交付されていない方  
資格証明書は10月1日(水)から交付します。その後、滞納している国保税を納付すると、短期者証または通常の被保険者証を交付します。

## 税金の納付に困ったときは相談を

税金の納付に困ったら、市役所1階管理納税課へご相談ください。毎月第1・3水曜日は19時まで夜間納税相談を行っています。お気軽にご利用ください。

☎管理納税課 995-1811

## 引越しや就職などをしたら 届け出を忘れずに

国民健康保険に加入するときや脱退するとき、引越したときには様々な届け出が必要です。届け出はご自身か家族などの代理の方が行ってください。

### ◇届け出が遅れると…

#### 例1. 会社に就職したとき

▶国保の資格が引き続きあることになり、国保税と会社の保険料を二重に納めてしまうことになります。また、届け出を行うまでの間に国保の保険証で受診した場合、その医療費の国保年金課負担分を後で返さなければならないことがあります。

#### 例2. 会社を退職したとき

▶保険証が手元にない期間が発生します。その期間の医療費は、一時全額を自己負担しなければならないことがあります。また、国保税は加入の届け出を行ったときからではなく、国保の被保険者として資格が発生した月から納めるのでさかのぼって国保税を納めます。

## 退職者医療制度とは？

長年勤めていた会社などを退職した方は、国保の退職者医療制度の対象になります。

**対 象**／次の全ての要件を満たす方

- ①国保に加入している方
  - ②65歳未満の方
  - ③厚生年金や共済年金など国民年金以外の年金を受け、これらの年金加入期間が20年以上、または40歳を過ぎてからの加入期間が10年以上ある方
- ※障害基礎年金や遺族年金を受けているため、これらの年金が支給停止になっている方も対象になります。ただし、若年停止の方は対象になりません。

**手続き**／年金証書が届いた日の翌日から14日以内に年金証書と保険証をお持ちになり、届け出てください。被扶養者の届け出は世帯主が行ってください。

## ！ こんなときには届け出を - 加入・脱退などの届け出は14日以内に

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
国保に加入する	市外から転入してきた	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめた（会社をやめた）	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった	被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれた	保険証、母子健康手帳、認め印
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入する	在留カード
国保を脱退する	市外に転出する	保険証
	国保年金課の被保険者が死亡した	保険証、死亡が証明できるもの、認め印
	職場の健康保険に入った（会社に勤めた）	国保の保険証、職場の健康保険の保険証（未交付のときは加入したことを証明するもの）
	生活保護を受けるようになった	保険証、保護開始決定通知書
	外国籍の方が脱退する	保険証、在留カード
その他	退職者医療制度の対象となった	保険証、年金証書
	市内で住所が変わった（市内から市内への転居）	
	世帯主や氏名が変わった	保険証
	世帯が分かれた、一緒になった	
	修学のため、別に住所を定める	保険証、在学を証明するもの、認め印
保険証をなくした・汚れて使えなくなった	身分を証明するもの、認め印、（使えなくなった保険証）	